

地方分権（ハローワークに係る方向性） について

平成27年12月25日

厚生労働省職業安定局

公共職業安定所運営企画室

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」 （平成27年 1 月30日閣議決定）

（１）職業安定法（昭22法141）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。

- （ⅰ） 国と地方公共団体が同一の施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（以下「一体的実施」という。）、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- （ⅱ） 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の確保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- （ⅲ） 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。
- （ⅳ） ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

（９）雇用保険法（昭49 法116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

ハローワークに係る地方分権の方向性

概要

利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築

ポイント1

国と地方が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」の法定化により、雇用対策における首長の影響力を強化（雇用対策法）

都道府県知事・市町村長と都道府県労働局長との間で雇用対策に関する協定を締結。協定の内容について首長から法令に基づく要請を受けた都道府県労働局長は、合理的な理由がある場合を除き業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

都道府県労働局長が首長の要請に従わないときは、更に厚生労働大臣に要請することができる。

ポイント2

地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和（職業安定法）

- (1) 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止し、民間事業者と同列に課されている規制や監督（職業紹介責任者の選任・帳簿の備え付け・事業停止命令等）を廃止
- (2) 国が地方公共団体に求人情報をオンラインで提供する現行の仕組みを法定化
- (3) 地方が行う無料職業紹介施設において、国による雇用保険の失業認定、職業訓練の受講指示、雇用関係助成金の支給手続についても、自治体の希望を踏まえ、利用者からの十分なニーズが見込まれる場合には、積極的に取り組む（例：国の職員の配置・巡回等）

ポイント3

ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を一か所で行う「利用者の視点に立っての一体的実施」を継続的に展開

- (1) ハローワークの地方移管の検討のため平成23年度から試行的に行ってきた「一体的実施」について、引き続き必要な経費を予算措置することで恒常化
- (2) 一体的実施施設において、国による雇用保険の失業認定、職業訓練の受講指示、雇用関係助成金の支給手続についても、自治体の希望を踏まえ、利用者からの十分なニーズが見込まれる場合には、積極的に取り組む（例：国の職員の配置・巡回等）

ポイント4

国による支援の拡充

- (1) 地方の職員の研修に協力
- (2) 国と地方の間の人事交流を推進
- (3) 地方が取り組む雇用対策事業（雇用拡大、人材育成、無料職業紹介、一体的実施等）への支援
- (4) 生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、産業政策、企業誘致に当たり一層の利便性が高まるよう、国と地方の情報共有の一層の推進や事例集の作成

（注）・ 具体的な制度設計に当たっては、地方の代表も参画するなど、地方の意見も十分反映させて行う。

・ 今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用対策法及び職業安定法の改正案を地方分権一括法で次期通常国会に提出することを検討。

参考資料

国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成27年12月18日時点)】 計55自治体(23都道府県30市2町)

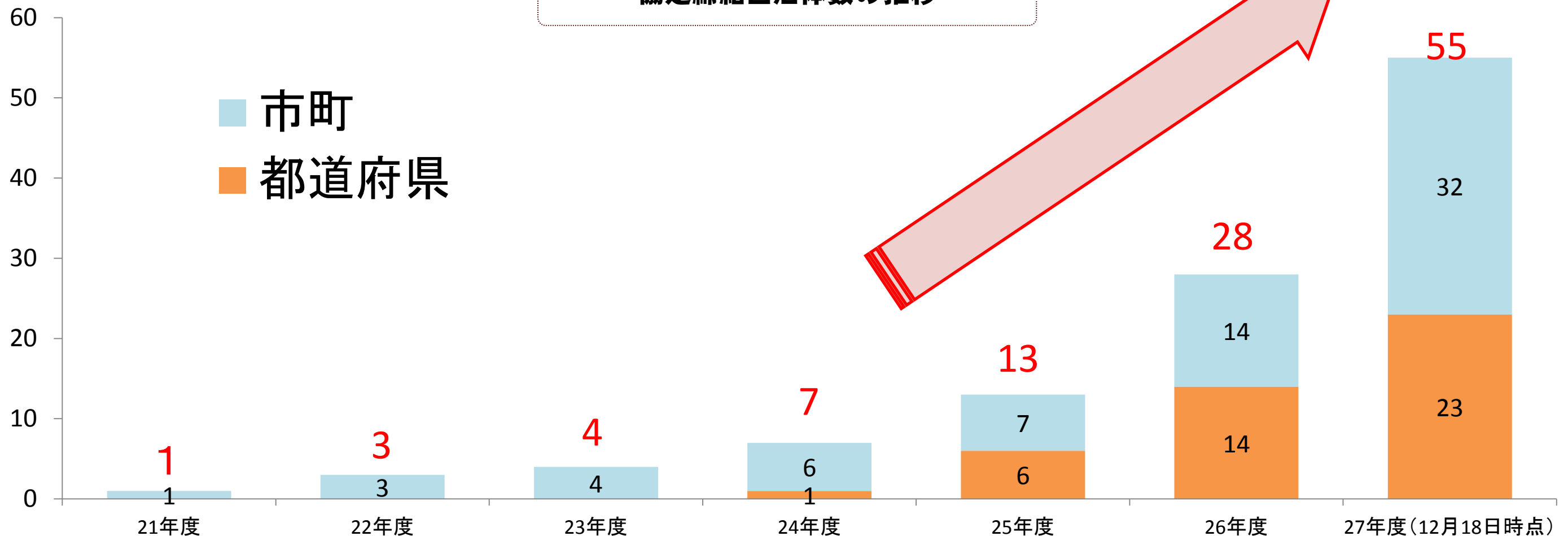
【都道府県(23都道府県)】

①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月)

【市町村(32市町)】

①北九州市(22年3月) ②横浜市(23年1月) ③福岡市(23年3月) ④久留米市(24年3月)
⑤宮古島市(25年1月) ⑥広島市(25年1月) ⑦堺市(25年11月) ⑧鳴門市(26年11月)
⑨神山村(27年1月) ⑩三好市(27年2月) ⑪阿南市(27年3月) ⑫熊本市(27年3月)
⑬沖縄市(27年3月) ⑭浜松市(27年3月) ⑮美馬市(27年5月) ⑯太田市(27年5月)
⑰館山市(27年6月) ⑱吉野川市(27年6月) ⑲総社市(27年7月) ⑳小松島市(27年7月)
㉑前橋市(27年8月) ㉒東大阪市(27年8月) ㉓志布志市(27年10月) ㉔姶良市(27年10月)
㉕熱海市(27年10月) ㉖日南市(27年10月) ㉗勝山市(27年11月) ㉘牟岐町(27年11月)
㉙南九州市(27年12月) ㉚新潟市(27年12月) ㉛大野市(27年12月) ㉜掛川市(27年12月)

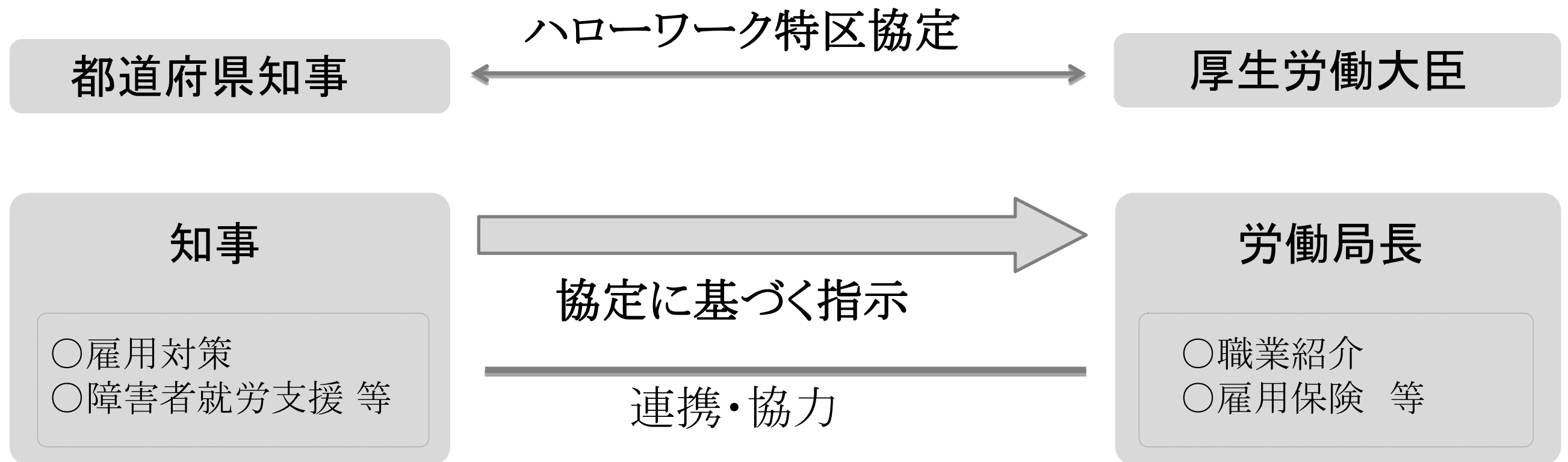
協定締結自治体数の推移



「ハローワーク特区」について

- ハローワーク特区では、大臣と知事が協定を結び、以下の仕組みを導入し、地方自治体とハローワークが一体となった住民サービスを実施。（浦和所（埼玉県）、佐賀所（佐賀県）の全国2箇所を実施）
 - ① 国と地方自治体が協議して事業内容を決定し、年度計画の策定等により実施
 - ② 地方自治体と国により設置された連絡調整会議で実施状況を相互に確認し、事業改善や連携強化。
- 協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる。
（雇用対策法施行規則に規定）

ハローワーク特区について

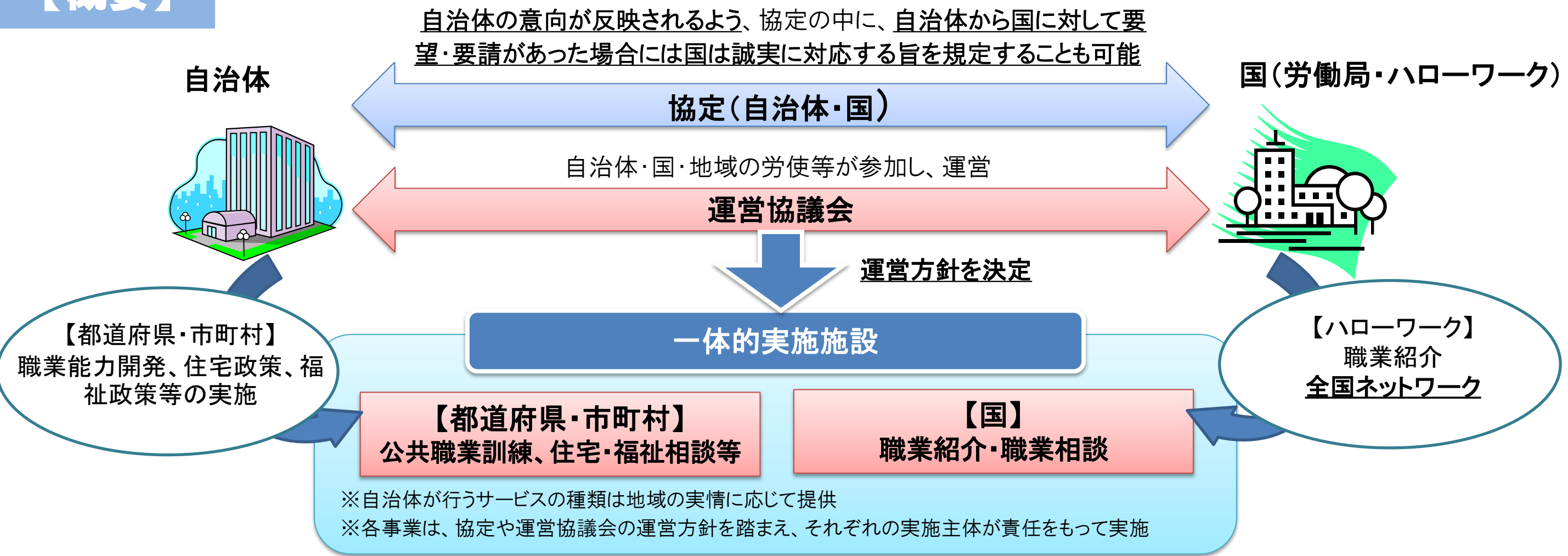


※ 平成24年10月より開始

一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
 - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成27年12月1日現在、155団体（33道府県122市区町）で実施中。
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は95自治体。

【概要】



平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成 27 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

（１）職業安定法（昭 22 法 141）、雇用対策法（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）

公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。

（い）「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設について

地方公共団体が行う無料職業紹介（職業安定法 33 条の 4）について、以下の見直しを行う。

- ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出（職業安定法 33 条の 4 第 1 項）を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令（職業安定法 32 条の 9 第 2 項）、職業紹介責任者の選任（職業安定法 32 条の 14）、帳簿の備付け（職業安定法 32 条の 15）等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。
- ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。
- ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成 28 年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
- ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。
- ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。
- ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への

情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。

- ・地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成 27 年度中に通知するとともに、事業主に平成 27 年度中に周知する。
- ・国による雇用保険の失業の認定（雇用保険法 15 条）、職業訓練の受講あっせん（職業安定法 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 12 条）及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

（ii）地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて

雇用対策における国と地方公共団体の連携（雇用対策法 31 条）について、新たに以下の枠組みを創設する。

- ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。
- ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所掌事務を対象とすることができる。
- ・協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業（（iii）の一体的サービスの実施等）などの事項を定める。
- ・地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。

（iii）一体的サービスの実施について

国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策（福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等）を一体的に実施するサービス（以下「一体的サービス」という。）を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成 28 年度から講ずる。

- ・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、要望の標準的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。
- ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に 1 回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。
- ・国による雇用保険の失業の認定（雇用保険法 15 条）、職業訓練の受講あっせん（職業安定法 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法

律 12 条) 及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

- ・一体的サービスにおける利用者登録票については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。
- ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。

(iv) 国による支援の拡充等について

地方公共団体が行う雇用対策事業（雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等）に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。

- ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間での人事交流を推進する。
- ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成 28 年中に周知する。
- ・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成 27 年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。
- ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成 28 年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

6 義務付け・枠付けの見直し等

(3) 職業安定法（昭 22 法 141）、雇用対策法（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）[再掲]

4 【厚生労働省】(1) 参照